

すみのえトピックス

令和5年度 第1回 住之江区区政会議を開催しました!

- ・住之江区区政会議は、3つの「部会」と委員全員参加の「全体会」で構成されています。
- ・各部会を5月23日(備える部会)、24日(愛しむ部会)に開催し、全体会を6月14日に開催しました。(※育む部会は書面にて開催しました。)
- ・今回の区政会議では、「令和4年度住之江区運営方針振り返り」についてご意見をいただきました。



詳しい会議内容は
こちら



令和4年度 住之江区
運営方針振り返りはこちら

育む部会(経営課題1)



過去の部会の様子

委員からのご意見

基礎学力アップ事業が、小学校でも始まることに期待している。夕方など空いている時間帯の集会所などで、児童・生徒向けの学習の機会を提供できればと思う。

区役所より

これまで3か所の中学校で実施していましたが、令和5年度より10か所(中学校4か所、小学校6か所)で実施し、より学習の機会を増やし環境の充実を図ってまいります。

愛しむ部会(経営課題2)



5月24日の部会の様子

委員からのご意見

マンション全体で町会加入していないところがいくつかある。町会に加入していないと必要な情報が伝わらないので、その住民にも情報が伝わるような仕組みができないか。

区役所より

行政からの必要な情報は、全戸配布を行っている広報紙をはじめ、区ホームページやSNSで発信しています。町会の加入促進については、町会が中心の地域活動協議会の活動を分かりやすく紹介したチラシを作成して啓発を行っています。引き続き、地域のみなさんと連携して取り組んでまいります。

備える部会(経営課題3)



5月23日の部会の様子

委員からのご意見

たすカードの配布については、ただ配るだけでは利用してもらえない。地域の防災訓練や会議などの機会に、カードの使い方を説明しながら配るのがよいと思う。

区役所より

カードの周知・配布については、広報紙やSNS等で周知を行うほか、地域の防災訓練や会議などの機会にカードの使い方を説明しながら配布を行うなど、効果的な方法を検討し、継続的に周知を行ってまいります。

他にもたくさんのご意見をいただきました

2025年の万博や2024年の住之江区制50周年にむけて、皆でこんなことをやります・実現していきますというものがあれば良い。ICTなどを活用し情報発信してほしい。

すみのえ情報局の投稿支援動画は分かりやすくして良いが、ナレーションがある方がより分かりやすいのでは。初心者でも簡単に利用できるよう、工夫してほしい。



6月14日の全体会の様子



問合せ 区総務課(ICT・企画) 窓口④番
☎06-6682-9909



お家の最期、考えませんか?



今住んでいるお家が空き家になる前に、親族の方と話し合っておきましょう。
空き家を所有しているけどどうしていいかわからない方、まずは相談してみませんか?

空き家セミナー・個別相談会

無料

要申込

空き家で困らないための情報をお伝えします。
セミナー終了後、ご希望の方には専門家による「個別相談会」を実施します。

日時 10月28日(土)

- ①セミナー 10:00~11:30(受付9:45~)
- ②個別相談会 11:30~12:30(1組あたり30分以内)

場所 すみのえ舞昆ホール(区役所2階)

定員 ①30名(先着順) ②5組(先着順)

※個別相談会のみ参加はご遠慮ください。

申込 8月8日(火) 9:00~10月20日(金) 17:00

電話・FAX・メールにて、氏名・電話番号・参加人数・個別相談会への参加の有無(有の場合は相談内容)をお知らせください。

☑tt0002@city.osaka.lg.jp

問合せ 区協働まちづくり課(空き家) 窓口④番

☎06-6682-9906 ☎06-6682-9798



詳しくは
こちら

ご存知ですか??

相続登記 が令和6年4月1日から **義務化** されます!



不動産(土地・建物)の相続登記が義務化されるのはなぜ??

相続登記がされていないため、登記簿を見ても所有者が分からない「所有者不明土地」が全国で増加し、周辺の環境悪化や公共工事の阻害など、社会問題になっています。

この問題解決のため、令和3年に法律が改正され、これまで任意だった**相続登記**が、令和6年4月1日から**義務化**されることになりました。



登記申請は
お早めに!

正当な理由がないのに、相続登記の申請をしないと、10万円以下の過料が科される可能性があります。

詳しくは
こちら



空家利活用改修補助

空家の利活用を予定されている方に、住宅の性能向上や、こども食堂・高齢者サロンといった地域まちづくりのために改修する費用等の一部を補助します。



詳しくは
こちら

問合せ 大阪市立住まい
情報センター4階
☎06-6882-7053

こんな制度も
あるんです!

大阪市内の空き家の電話相談窓口

大阪市内の空き家に関する様々な相談を受け、必要に応じて専門家や専門事業者、地域団体、行政などと連携し、空き家に関する問題解決のサポートを行っています。

問合せ 一般社団法人
大阪府不動産コンサルティング協会
(空き家相談ホットライン)
☎06-6210-3740

放置されている空き家等、空き家対策全般についてのご相談は、区役所で実施しています。お気軽にご相談ください。



問合せ 区協働まちづくり課(空き家)
窓口④番
☎06-6682-9906